



# 上下水道だより

2018 春号

平成30年 3月発行

佐賀市上下水道局

佐賀市若宮三丁目6番60号  
TEL.(0952)33-1330・FAX33-1315

## 配水管布設工事の今昔物語

この頃は、車も少なく、自転車に積みめないようなものを車に乗せ、他は自転車に積んで現場まで運んでおったのじゃ。

忘れ物をしたらえらいことよのお。



鍋島直正



昭和41年 城南中学校(現在の赤松小学校の位置)南側

上下2つの写真は、同じ口径300mmの水道管(配水管)を布設しているときのものです。

昭和41年頃(上)は、ツルハシやスコップを使って人力で地面を掘っており、水道管もまだ耐震性の備わっていないものが使用されていた時代でした。現在(下)では、機械の力により、地面を掘るだけではなく、重い水道管を運ぶこともでき、施工技術は大きく向上しました。

佐賀市上下水道局では、耐震性を備えた水道管を使用し、現在、管路の耐震化を積極的に進めています。工事に対するご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



平成30年 鍋島駅南バス停前



鍋島直正

これは、我が藩が誇るアームストロング砲の砲身ではなく、「GX形ダクタイル鋳鉄管」という耐震管じゃ。

水道管も、施工技術も**大進化**しておるのぉ。

## 引越しされる方へお願い

引っ越しの日が決まりましたら、転出・転入の**3日前**までにご連絡ください。

水道・下水道・浄化槽を**長期間使用しない場合**でも、お客様から使用中止の届出がない限り料金がかかりますので、必ずご連絡ください。

※使用開始及び中止のお手続きは、**使用者ご本人からの届出**をお願いします。

## 〈お問い合わせ先〉

## ■旧佐賀市・大和町・富士町・三瀬村・久保田町（浄化槽のみ）

佐賀市上下水道局お客様センター ☎ 33-1313

## ■諸富町・川副町・東与賀町

佐賀東部水道企業団 営業課 ☎ 30-6212

## ■久保田町（水道・下水道）

西佐賀水道企業団 料金課 ☎ 68-2225

## 水道料金等のお支払いは便利な口座振替で！

口座振替をお申込みになると、金融機関等に出向かなくてもお支払いができます。

## ■申込み

佐賀市内の**金融機関窓口**又は**上下水道局お客様センター**（☎ 33-1313）にお問い合わせください。

## 申請はお済みですか？ ～申請が必要な水道料金等の施設を管理されている方へ～

申請が必要な料金制度があります。適用を希望される場合はご申請ください。

詳しい内容及び申請方法については、

・上下水道局ホームページ（<http://www.water.saga.saga.jp>）にてご確認ください。

## ■共同住宅等の均等割計算

上下水道局の水道メーターで検針した水量で一括して料金の算定をしている共同住宅等について、各戸、又は各事業所が均等に使用したものととして料金を計算する制度です。

※使用水量と入居戸数によっては、「共同住宅等の均等割計算」を適用することにより料金が高くなる場合があります。

## ■福祉用の水道料金

『第1種社会福祉事業』に使用する水量について福祉用料金（1 m<sup>3</sup>につき95円（税抜））を適用する制度です。

※『第1種社会福祉事業』と『第2種社会福祉事業』が混在している場合は、福祉用水量を認定し料金を算定します。

問合せ 業務課 管理一係 ☎ 33-1313

## 一日も早く下水道への接続をお願いします

川や海的环境保全のため、下水道が接続可能な区域で、まだ接続されていないご家庭は、一日も早い接続にご協力をお願いします。

## ■水洗便所改造資金の融資あっせんについて（上下水道局の直接貸付けではなく金融機関へのあっせん）

## ◆融資あっせん限度額

- ・くみ取り式トイレ又は浄化槽 1か所につき**60万円以内**
- ・トイレが2か所以上の場合は2か所目からトイレ数×30万円加算（限度額200万円）

## ◆償還額の利子補給

- ・上下水道局があっせんした融資に対して利子補給を行います。
- ・融資あっせん額のうち利子補給対象額は、**家屋1棟につき60万円**を限度とします。

※融資の条件等、詳しくは上下水道局業務課（管理二係 ☎ 33-1313）までお問い合わせください。

## 浄化槽で快適な生活を！ ～市営浄化槽の設置と帰属について～

## 〈市営浄化槽の設置〉

## ■対象地区（浄化槽区域）

- ・公共下水道及び農業集落排水(含予定)区域以外の佐賀市全域

## ■工事

- ・本体工事は、上下水道局が実施します。
- ・トイレの改造や排水設備工事、単独処理浄化槽の廃止等は個人負担となります。
- ・個人負担分については、排水設備指定工事店から見積りをお取りください。

## ■受益者分担金

- ・浄化槽本体設置費の一部が個人負担（分担金）となります。

## 〈合併浄化槽の帰属〉

浄化槽区域で、合併処理浄化槽を既にご利用の方は、浄化槽を上下水道局に帰属することができます。

帰属された浄化槽は、市営浄化槽として維持管理を行います。これにより個人で維持管理した場合と比較してお得になる場合があります。

ただし、帰属には生活排水を適切に処理する能力を有するなど条件があります。

## 〈市営浄化槽の使用料〉

使用料は、人槽によって決まります。

設置及び帰属後は、月々の使用料で上下水道局が保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を行います。

## 市営浄化槽分担金・使用料区分表

住宅の延べ床面積	規模	分担金額 (不課税)	月額使用料 (消費税及び地方消費税8%込)
130㎡(約40坪)以下	5人槽	12万円	2,571円
130㎡を超える場合	7人槽	15万円	3,086円
2世帯住宅など	10人槽	20万円	4,114円
一般住宅以外	11人槽以上	標準工事費の4割	お問い合わせください。

- 使用料は、消費税率の変更などの際には変更となります。

問合せ

下水道工務課 浄化槽係

☎ 34-5047

## 水洗トイレの使用にあたってのお願い

## トイレットペーパー以外は流さないでください!!

最近、下水道施設に異物が混入し、機械の故障が頻発しています。

下水道施設は、何でも飲み込む「魔法のごみ箱」ではありません。正しく使っていただくことで、施設や機械の寿命を伸ばし、維持管理の経費を節約することができます。

下水道施設は、市民共有の大切な財産です。水洗トイレに異物を流さないよう、皆様のご協力をお願いします。



排泄物やトイレットペーパー以外のものを流すと、詰まりの原因となります。

トイレクリーナー、ティッシュ、オムツ、おしりふき、生理用品、新聞紙などは流さないでください。「トイレに流せる商品」として販売されているものでも水に溶けにくいものがありますのでご注意ください。

問合せ

下水道施設課

☎ 22-0181

## 平成29年の水質検査結果

各浄水場の主な水質基準項目の測定結果をお知らせします。

紙面の都合により項目の一部だけを掲載していますが、上下水道局ホームページには全項目（51項目）の結果を公表しています。ここに掲載していないものも含めて、すべての項目において水質基準値を大幅に下回っています。

水質基準項目	水質基準値	水質検査結果（1月～12月平均値）			
		神野浄水場	佐賀東部企業団受水	川上浄水場	春日浄水場
一般細菌	1mL中100個以下	0個	0個	0個	0個
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
総トリハロメタン ※	0.1mg/L以下	0.02mg/L	0.02mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01mg/L	0.02mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
硬度（カルシウム、マグネシウム等） ※※	300mg/L以下	30mg/L	43mg/L	48mg/L	71mg/L
蒸発残留物	500mg/L以下	73mg/L	131mg/L	108mg/L	152mg/L
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.3mg/L	0.5mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L未満
pH値	5.8～8.6	7.5	7.5	7.1	7.5

※消毒副生成物の一種で、発生量は塩素投入量や原水中の有機物の量に比例します。

※※水の中に溶けているカルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を炭酸カルシウムに換算したものです。

問合せ 浄水課 水質管理室 ☎ 33-1334

## 「平成30年度水質検査計画」を策定しました

「水質検査計画」とは、年間を通じて行う水道水や水道原水の水質検査について、具体的な検査項目、検査頻度と検査箇所等を取り決めたものです。これに従い水質検査を実施することで、客観的な安全性を確認することができます。

## ～佐賀市上下水道局 水道水質検査計画の特徴～

- 法律で検査が義務付けられている検査項目以外にも、独自の判断で検査を実施します（約200項目）。
- 検査項目は省略可能とされる項目も、安全性の確認のため省略せず実施します（送水過程で濃度変化のない一部の項目は浄水場でのみ測定します）。
- 検査箇所は、原水、処理工程水、送り出し浄水、市内給水栓（蛇口15箇所）です。



■水質検査計画の詳細については、

- ・上下水道局ホームページ（<http://www.water.saga.saga.jp>）
- ・上下水道局（2階お客様センター）
- ・市役所1階上下水道窓口（47番）でご覧いただけます。

問合せ 浄水課 水質管理室 ☎ 33-1334